

## 常総市地域公共交通総合連携計画の概要

### 1. 経緯

平成21年3月14日作成

平成21年3月26日公表

### 2. 常総市地域公共交通総合連携計画の区域

常総市全域

### 3. 常総市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

- (1) 定時定路線形式や水海道地区と石下地区で分かれた運行体系の統一
- (2) 決まった所でしか乗り降りできないことへの改善
- (3) 民間交通事業者を圧迫しない運賃制度の確立や重複する施策の見直し
- (4) 自分で行きたいところにいける交通手段の確立
- (5) 常総市全体に住む市民が生き活きとなる交通，商店街等の活性化が図れる交通の実現
- (6) 需要に応じた車両の大きさ，運行時間の確立

### 4. 常総市地域公共交通総合連携計画の目標

- (1) 市民が安全で安心して移動できる移動手段の確保
- (2) 全市的な地域公共交通サービスの確立とサービス品質の均一化
- (3) 各公共交通機関が共存・連携した地域公共交通の確立
- (4) 地域活性化に寄与する地域公共交通の実現
- (5) 環境負荷の低減
- (6) 限られた財源の中で，効率的な施策の推進
- (7) 都市構造の変化に合わせた施策の見直し

### 5. 事業の概要及び事業の実施主体

- (1) 予約型（デマンド型）乗合交通の実証運行実施  
【実施主体：常総市】
- (2) バス車両のバリアフリー対応車両への更新  
【実施主体：関東鉄道株】
- (3) 常総線の近代化及び利用促進  
【実施主体：常総線活性化支援協議会，関東鉄道株】
- (4) 情報提供及び利用促進の推進  
【実施主体：常総市，社会福祉協議会，常総線活性化支援協議会，交通事業者】
- (5) 商店街，病院，企業，大学等との連携

【実施主体：常総市，商工会，社会福祉協議会，常総線活性化支援協議会，交通事業者，筑波大学】

(6) 地域が主体となった移送サービスの検討

【実施主体：常総市】

## 6. 計画期間

平成21年～平成23年

## 7. 法第6条に定める協議会の有無

有 設立年月日：平成20年10月30日  
名 称：常総市公共交通活性化協議会  
構 成 員：別紙1のとおり

## 8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

別紙2のとおり

## 9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- (1) 常総市公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し，7回にわたって協議会で議論を行った。
  - ・ 女性団体じょうそう事業委員会
  - ・ 自治区長連絡協議会
  - ・ 常総地区交通安全母の会連合会
  - ・ 心身障害者団体連絡協議会
  - ・ シルバークラブ連絡協議会
- (2) 福祉バスの利用者に対するアンケート調査を平成19年11月28日から平成19年12月14日まで実施した。
- (3) 市内に住む20歳以上の住民1,500人（無作為抽出）を対象に，平成20年1月21日から平成20年2月15日までアンケート調査を行った。

## 10. その他

- ・ 法第7条による提案の有無  
無
- ・ 送付時点において国の支援制度の活用を想定している場合は，その内容等  
地域公共交通活性化・再生総合事業